

障害をとりまく法律を知っておくことが重要

多様な人のためのさまざまな法律があります

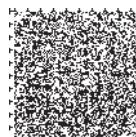
「障害者の権利に関する条約」の採択からの流れ

平成18年(2006年)12月、国連総会で「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)が採択されました。この条約は障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利を実現するための措置等について規定した障害のある人に関する初めての国際条約でした。この翌年、日本は条約に署名しましたが、国内の障害当事者等から条約の締結に先立ち、国内法の整備などの制度改革を求める声が上がったことを受け、平成23年(2011年)には「障害者基本法」を改正、平成25年(2013年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が成立し、これを受けて平成26年(2014年)に「障害者権利条約」を日本も締結しました。平成28年(2016年)には、共生社会を実現することを目的とした「障害者差別解消法」が成立しましたが、この法律は令和3年(2021年)に一部が改正され、それまでは努力義務にとどまっていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となり、令和6年(2024年)4月1日から施行されます。

- 平成18年(2006年) 「障害者権利条約」が国連で採択
「バリアフリー法」を施行(ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化)
- 平成23年(2011年) 「障害者基本法」が改正
- 平成24年(2012年) 「障害者総合支援法」が成立
- 平成26年(2014年) 「障害者権利条約」を日本が締結
- 平成28年(2016年) 「障害者差別解消法」を施行
- 平成30年(2018年) 「バリアフリー法」が改正
- 令和3年(2021年) 「障害者差別解消法」が改正
- 令和6年(2024年) 「改正障害者差別解消法」を施行

障害者権利条約

「障害者の権利に関する条約」は、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」と世界各国から障害当事者が参加し、平成18年(2006年)に、50箇条からなるすべての内容が決められました。日本は平成19年(2007年)年に署名したうえで国内の障害者制度を見直し、平成26年(2014年)に条約の批准書を国連に寄託し、141番目の締約国・機関となりました。



我が国の目指す共生社会

障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」の実現を目指しています。「共生社会」は、さまざまな状況や状態にある人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会で、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく、ともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会のことを指します。「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年(2017年)2月関係閣僚会議決定)では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、目指すべき共生社会のあり方、心のバリアフリーの基本的な考え方を打ち出しています。「共生社会」を実現するためには、障害の社会モデルをすべての人が理解し、それを自分の考え方を取り入れ、具体的にバリアを取り除く行動をすることで、社会全体の人々に心のバリアフリーの考え方を広めていくことが重要です。

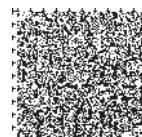
障害の社会モデル

「障害」はその人のからだやこころにある「機能の障害」と、社会につくられているバリアの両方でつくり出されているものである、社会にあるバリア(社会的障壁)を取り除くのは社会の責務である、とする考え方です。このことをすべての人が理解し、それを自分の考え方を取り入れ、具体的にバリアを取り除く行動をすることで、社会全体の人々に心のバリアフリーの考え方を広めていくことが重要なとされています。

「心のバリアフリー」の考え方のポイント(再掲)

「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、以下の3つがポイントとされています。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。



「障害者差別解消法」とは

障害のあるなしにかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現していくためには、日常生活や社会生活において障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。「障害者差別解消法」では、障害のある人に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を行うことが義務付けられています。障害のある人が不当な差別を受けた、合理的配慮の提供をしてもらえなかつたなど困ったことがあった場合には、区の「障害者よろず相談」などにご相談ください。

不当な差別的取扱いの禁止

国・都道府県・市町村等の行政機関や、会社や店舗等の事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。障害を理由としてサービス等や各種機会の提供を拒否したり、これらを提供する際に場所・時間等を制限したりするなど、障害のない人と異なる取扱いをすることで、障害のある人を不利に扱うことがないようにする必要があります。

5

不当な差別的取扱いの事例

- 車椅子を使用している人がバス停で待っているのに、バスが前を通過してしまう、あるいは、停車しても車椅子を使用している人を乗車させない。
- 障害のある子どもがプール施設を使うのを拒否する。
- 危険であることを理由に、聴覚障害のある人の遊園地のアトラクション利用を断る。
- 飛行機に乗ろうとする人が精神障害のある人であるとわかつたら、搭乗拒否する。
- 知的障害のある人が一人で買い物に来た際、「親を連れてこないと売れません」と販売を拒否する。
- 治療に集中するのが困難な発達障害のある子どもの歯科診療を拒否する。
- 学校入試、就職試験等において、障害があることを理由に受験を制限する。
- 盲導犬を連れているという理由だけで、入店を拒否する。

多様なためのさまざまな法律があります

参考：対象となる「障害者」と「事業者」

「障害者」とは、障害者手帳を所持している人だけでなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアにより、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」になります。

合理的配慮の提供

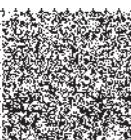
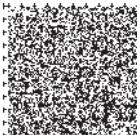
日常生活や社会生活において提供されている設備やサービス等は、障害のない人は簡単に利用できても、障害等のある人にとっては利用が難しく、活動等が制限されてしまう場合があります。このような障害等のある人の活動などを制限しているバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

5

合理的配慮の提供事例

- 階段のある駅で、人的対応や臨時スロープの設置などによって階段の昇降をサポートする。
- 知的障害のある人など、案内表示板の内容が理解できない人に対し、係員がわかりやすい言葉で個別に案内・説明する。
- 飲食店で点字メニューを置く、または視覚に障害のある人のためにメニューを読み上げて説明する。
- ホテルで聴覚に障害のある人のために、緊急時に点灯する非常灯のある部屋を用意する。
- 講演会、研修会等を主催する事業者や公的機関が、視覚に障害のある人が音声変換できるように、案内や資料をテキストデータで提供する。
- 商店でクレジットカードを使用する際、複数の者の立ち会いや本人確認などの補完的手段をとったうえで、視覚に障害のある人について代筆を認める。

合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、ともに対応案を検討していくことが重要です。建設的対話を一方的に拒むことは、合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です。



障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに、「正当な理由がある」場合は「不当な差別的取扱い」にはなりませんが、その場合でも、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。